



児童手当の制度が変わります

児童手当の制度が見直され、令和6年10月分から支給額等が変更されます。新たに支給の対象となる人は、申請が必要な場合がありますので、令和6年10月31日(木)までに申請してください。

■児童手当の給付の変更（令和6年10月～）

改正後	支給対象児童	18歳到達後最初の年度末（高校生年代）まで
	所得制限	なし
	第3子以降加算額（多子加算）	月額30,000円
	第3子以降加算カウント方法	22歳到達後最初の年度末まで ※進学・就職に問わず、子どもを養育していれば カウント対象となります。
	支払い月	年6回 2か月ごとに支給（偶数月） 変更後の初回支払い月は令和6年12月です。

◎現在児童手当を受給中の入

支給対象拡大に伴う手続きは原則不要です。12月以降の支払日と金額については、令和6年12月上旬を目途に通知文書を送付します。ただし、18歳到達後最初の年度末を経過してから22歳到達後最初の年度末までの間にある子ども（生年月日が平成14年4月2日～平成18年4月1日までの間にある子ども）を含めて3人以上子どもを養育している場合は、第3子以降加算のカウントに含めるための申請が必要です。対象の世帯には、申請書を郵送しましたので、令和6年10月31日(木)までに申請してください。

- 0歳から22歳到達後最初の年度末までの子どもが2人以下で、第3子以降加算の対象にならない場合は申請不要です。
- 子どもの進学・就職を問わず、保護者からの経済的援助がある場合はカウント対象に含むことができます。
- 制度改正により、18歳到達後最初の年度末を経過してから22歳到達後最初の年度末までの子どもを第3子以降加算カウントに含むことができるようになりますが、手当の支給対象にはなりません。

◎現在児童手当を受給していない人

支給対象拡充に伴う申請手続きが必要です。対象の世帯には8月下旬に申請書を郵送しましたので、令和6年10月31日(木)までに申請してください。

申請が必要な対象世帯例	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生以下の子どもを養育しておらず、高校生年代の子どもを養育している世帯 ● 令和4年6月制度改正以降に、所得上限を超過したことにより児童手当を受給していない世帯
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※子どもの住民票が市外にある場合や、最近山陽小野田市に転入してきたなど、市では対象児童の情報を把握できない世帯へは申請案内を郵送できないことがあります。対象となるか不明な場合は、子育て支援課へお問い合わせください。

※公務員の方は勤務先に申請する必要があります。手続き等は、勤務先にお問い合わせください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。子育て支援課にお問い合わせください。



【市HP】

子育て支援課 (082-11175)